

和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度に関する要綱

(目的)

第1 この要綱は、事業者の感染症予防対策の促進及び県民が安心して施設を利用できる環境を整備することを目的とする。

(対象施設)

第2 和歌山県新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度の対象となるのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条に基づき、その全部又は一部が県による使用の制限等の要請の対象となる施設及び別に定める不特定多数の方が利用する施設とする。

(調査等)

第3 県は、第1の目的を達成するために、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」の遵守状況に関する調査及びその他必要な指導等を実施する。

2 第3の1の調査を希望する事業者については、県に申し込むことができる。

(認証等)

第4 第3の2の規定により申込みがあったときは、県は、第3の1の調査を行い、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」による基準(以下「基準」という。)に適合していると認めるときは、その旨を認証する。

2 県は、第4の1の規定により認証したときは、当該認証に係る対象事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、認証した旨を表象する認証マークを交付する。

(認証事業者の責務)

第5 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 認証に係る感染症予防対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 県が必要に応じて行う第3の1の調査等に協力すること。

(変更の報告)

第6 認証事業者は、認証に係る対象施設(以下「認証施設」という。)の名称、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく県に報告する。

(認証の辞退)

第7 認証事業者は、その認証施設が基準に適合しなくなると見込まれるとき又は自らの責により当該施設の従業員若しくは利用者の中から新型コロナウイルス感染症の患者が発生したと認識したときは、認証の辞退を申し出なければならない。

(認証の取消し)

第8 県は、認証事業者が第3の1の調査等に協力しない場合は、認証を取り消すことができる。

2 県は、認証施設が基準に適合しなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請することができる。

3 県は、認証事業者が前項の要請に従わない場合は、認証を取り消す。

(不遵守の場合の取消し)

第9 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生し、当該施設名が公表されたときにおいて、認証事業者又はその従業員の故意又は過失により、認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったことが明らかとなったときは、県は、直ちにその認証を取り消す。

(立入調査)

第10 県は、必要があると認めるときは、その職員をして、認証施設を調査し、認証に係る感染症予防対策の実施状況を点検させ、報告を行わせることができる。

(認証マークの取扱い)

第11 認証事業者は、認証施設において認証マークを掲示(当該認証施設利用者の見やすい場所に認証マークを掲げることをいう。)するとともに、認証マークの適正な利用及び管理を行う。

2 認証事業者は、認証マークを汚損し、又は亡失したときは、認証マークの再交付を求めることができる。

3 認証事業者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく認証マークを返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情により返還できない場合は、この限りでない。

(1) 第7により認証の辞退を申し出た場合

(2) 第8の1及び3により認証を取り消された場合

(3) 第9により認証を取り消された場合

(免責)

第12 県は、対象事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、対象事業者又は対象施設の利用者に生じる損失又は損害については、その補償又は賠償に係る一切の責任を負わない。

(その他)

第13 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行う。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月21日から施行する。

第1号様式（第6関係）

年 月 日

（あて先）和歌山県知事

施設所在地

施設名称

代表者氏名・役職名

連絡先 Tel

変更報告書

新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度による認証を受けましたが、認証に係る事項に変更が生じたので、同制度要綱第6の規定により、次のとおり報告します。

記

1. 変更内容

2. 変更日

第2号様式（第7関係）

年 月 日

（あて先）和歌山県知事

施設所在地

施設名称

代表者氏名・役職名

連絡先 Tel

認証辞退申出書

新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度による認証を受けましたが、認証を辞退しますので、同制度要綱第7の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1. 辞退理由

第3号様式（第8の1及び3関係）

号
年 月 日

様

和歌山県知事 ○○ ○○

認証取消通知書

年 月 日付で認証された新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度について、同制度要綱第8の1及び3の規定により、認証を取り消します。

なお、本通知を受け取ったときは、遅滞なく認証マークを返還してください。ただし、やむを得ない事情により返還できない場合は、この限りではありません。

記

1. 代表者
2. 施設名称

第4号様式（第9関係）

号
年 月 日

様

和歌山県知事 ○○ ○○

認証取消通知書

年 月 日付けで認証された新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度について、認証事業者又はその従業員の故意又は過失により、認証に係る感染症予防対策の実施を怠ったことが原因で患者が発生したことから、同制度要綱第9の規定により、認証を取り消します。

なお、本通知を受け取ったときは、遅滞なく認証マークを返還してください。ただし、やむを得ない事情により返還できない場合は、この限りではありません。

記

1. 代表者
2. 施設名称

第5号様式（第11の2関係）

年 月 日

（あて先）和歌山県知事

施設所在地
施設名称
代表者氏名・役職名
連絡先 Tel

認証マーク再交付申出書

認証マークの再交付を受けたいので、新型コロナウイルス感染症予防対策調査及び認証制度要綱第11の2の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1. 申出の理由 汚損 ・ 亡失 ・ その他（ ）